

認定マザーズコーチ・体験講師 契 約 書

特定非営利法人マザーズコーチ・ジャパン代表理事佐々木のり子（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、甲又は乙が主催する1対1の有料の個人セッション（以下、「個人セッション」という。）および体験講座に関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は乙に対して、個人セッションおよび体験講座において、乙がクライアントおよび受講者から直接報酬を受け取ることを許可する。ただし、クライアントおよび受講者が支払うべき額については、別途に甲が指定した額とする。
- 2 甲は乙に対して、体験講座において使用する場合に限り、甲が乙に貸与する甲の作成にかかるテキスト、資料等（以下、「甲の著作物」という。）を使用することを許可する。
- 3 本契約の有効期間中、乙は甲の準会員の資格を有するものとする。ただし、準会員の具体的な権限については、別途、甲が乙に通達する。

（講師の資格認定）

- 第2条 乙は、体験講座の講師を問題なく10回以上行えた時は、甲に対して、甲が主催する新・マザーズコーチ養成講座2級の講師の資格認定の申請を行うことができる。ただし、その資格認定は甲の総合的判断で決することとする。
- 2 乙の体験講座における活動内容が特に優秀であると甲が認めるときは、前項の定めに関わらず、甲の裁量により、新・マザーズコーチ養成講座2級の講師の資格を乙に与えることができる。

（乙の禁止事項）

- 第3条 乙は、甲が主催する新・マザーズコーチ養成講座の受講を通じて知り得た甲の活動、著作物に関する秘密の情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、クライアントおよび受講者のプライバシーにかかる情報を第三者に漏らしてはならない。
- 3 乙は、甲の著作物の全部または一部について、甲の許諾を得ずに以下の各号に定めたことをしてはならない。
- ①特定、非特定の第三者に提供又は開示すること
 - ②ウェブサイト等に公開して不特定の第三者が閲覧できるようにすること
 - ③乙の著作物又は第三者の著作物に転載すること
 - ④修正や追加等の改変を行うこと
- 4 乙は、甲の事業活動と同種、類似の事業活動（以下「同種、類似の事業活動」という。）について、本契約期間中は、以下の各号に定めたことをしてはならない。
- ①乙自身が同種、類似の事業活動をすること
 - ②第三者が営む同種、類似の事業活動に対して乙が役務を提供すること
- 5 乙は、甲の名誉を毀損する行為、甲を誹謗中傷する発言、その他本契約における甲乙間の信頼関係を破壊する行為を行ってはならない。

（著作権の帰属）

第4条 乙が甲の許諾を得たうえで、甲の著作物に修正や追加等の改変をした場合、その改変後の著作物の著作権は甲に帰属する。

（契約の解除・損害賠償）

- 第5条 乙が本契約に違反し又は甲が乙に指示する活動方針に従わないときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。
- 2 前項の契約解除の際に、甲又はクライアントもしくは受講者に損害が発生しているときは、すべて乙の責任においてその損害額を賠償しなければならない。

（契約期間）

第6条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から最初に訪れる3月31日までとする。ただし、本契約満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から本契約の内容の変更もしくは本契約の更新拒絶の意思表示がなされない限り、翌年の3月31日まで本契約の期間を更新したものとみなし、以後毎年度同様とする。

（著作物の返還等）

第7条 本契約が更新されなかったとき又は第5条の定めにより甲が本契約を解除したときは、乙は、ウェブサイトからダウンロードした甲の著作物のデータについては、外部メディアに保存した複製を含め、すべてのデータを乙のパソコンから完全に消去し、プリントアウトした甲の著作物を所持している場合は、そのすべてを甲に返還しなければならない。

（信義誠実）

第8条 本契約の定め疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項が問題となったときは、甲および乙は、信義にのっとり誠実に協議して解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 住 所 鹿児島県鹿児島市西千石町11-21 鹿児島MSビル5階
名 称 特定非営利活動法人マザーズコーチ・ジャパン
代表者 代表理事 佐々木のり子



乙 住 所
氏 名

印